

第1回 近畿圏広域地方計画協議会（案）

日時：平成20年10月21日（火）15:30～17:30

場所：リーガロイヤルホテル大阪 2階 菊の間

次 第（案）

1. 開 会（進行：近畿地方整備局副局長）
2. 挨拶
3. 議 事
 - （1）近畿圏広域地方計画協議会について
 - （2）近畿圏広域地方計画中間整理案について
 - （3）主要プロジェクトについて
 - （4）意見交換
 - （5）その他（今後のスケジュールについて）
4. 閉 会

【配付資料】

次第、出席者名簿、配席図

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 資料1 | 近畿圏広域地方計画協議会規約 |
| 資料2 | 近畿圏広域地方計画 中間整理案【幹事会資料4をもとに作成】 |
| 資料3 | 近畿圏広域地方計画 中間整理案の概要 |
| 資料4 | 近畿圏広域地方計画 主要プロジェクト案の概要【幹事会資料7をもとに作成】 |
| 資料5 | 近畿圏広域地方計画策定に向けたスケジュール（案）【幹事会資料1】 |

近畿圏広域地方計画協議会規約

(設置)

第1条 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）（以下「法」という。）第10条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙1に掲げる機関により、近畿圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(目的)

第2条 協議会は、法第9条に規定する近畿圏の広域地方計画の策定及びその実施に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(会議の構成)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、別紙2に掲げる委員をもって構成する。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に参加させることができる。

3 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

4 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

(議事)

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(書面による議事)

第7条 会長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴することができる。

(議事の公開)

第8条 会議、会議に提出された資料及び議事要旨は、公開するものとする。ただし、会長が公開することが適切でないと認める場合は、会議、会議に提出された資料又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(幹事会)

- 第9条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別紙3に掲げる幹事をもって構成する。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、幹事のうちから会長が指名する。
 - 4 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、国土交通省近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室が処理する。

(雑則)

- 第11条 この規約の改正は、会長が協議会に諮って行う。
- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年8月13日から施行する。

別紙 1

近畿管区警察局
総務省近畿総合通信局
財務省近畿財務局
厚生労働省近畿厚生局
農林水産省近畿農政局
林野庁近畿中国森林管理局
経済産業省近畿経済産業局
経済産業省中国経済産業局
国土交通省近畿地方整備局
国土交通省中部地方整備局
国土交通省中国地方整備局
国土交通省近畿運輸局
国土交通省神戸運輸監理部
国土交通省大阪航空局
気象庁大阪管区气象台
海上保安庁第五管区海上保安本部
海上保安庁第八管区海上保安本部
環境省近畿地方環境事務所
福井県
岐阜県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
岡山県
徳島県
京都市
大阪市
堺市
神戸市
近畿市長会
近畿ブロック府県町村会
（社）関西経済連合会
大阪商工会議所
（社）関西経済同友会
関西経営者協会
京都商工会議所
堺商工会議所
神戸商工会議所
関西広域機構

近畿管区警察局長
総務省近畿総合通信局長
財務省近畿財務局長
厚生労働省近畿厚生局長
農林水産省近畿農政局長
林野庁近畿中国森林管理局長
経済産業省近畿経済産業局長
経済産業省中国経済産業局長
国土交通省近畿地方整備局長
国土交通省中部地方整備局長
国土交通省中国地方整備局長
国土交通省近畿運輸局長
国土交通省神戸運輸監理部長
国土交通省大阪航空局長
気象庁大阪管区气象台長
海上保安庁第五管区海上保安本部長
海上保安庁第八管区海上保安本部長
環境省近畿地方環境事務所長
福井県知事
岐阜県知事
三重県知事
滋賀県知事
京都府知事
大阪府知事
兵庫県知事
奈良県知事
和歌山県知事
鳥取県知事
岡山県知事
徳島県知事
京都市長
大阪市長
堺市長
神戸市長
近畿市長会会長
近畿ブロック府県町村会会長
（社）関西経済連合会会長
大阪商工会議所会頭
（社）関西経済同友会代表幹事
関西経営者協会会長
京都商工会議所会頭
堺商工会議所会頭
神戸商工会議所会頭
関西広域機構会長

近畿管区警察局 総務監察部長
総務省近畿総合通信局 総務部長
財務省近畿財務局 総務部長
厚生労働省近畿厚生局 健康福祉部長
農林水産省近畿農政局 企画調整室長
林野庁近畿中国森林管理局 計画部長
経済産業省近畿経済産業局 総務企画部長
国土交通省近畿地方整備局 企画部長
国土交通省近畿地方整備局 建政部長
国土交通省近畿運輸局 企画観光部長
国土交通省神戸運輸監理部 総務企画部次長
国土交通省大阪航空局 空港部長
気象庁大阪管区气象台 技術部長
海上保安庁第五管区海上保安本部 総務部長
海上保安庁第八管区海上保安本部 総務部長
環境省近畿地方環境事務所 総務課長
福井県 総合政策部長
岐阜県 総合企画部長
三重県 政策部長
滋賀県 政策監
京都府 政策企画部企画監
大阪府 政策企画部長
兵庫県 県民政策部長
奈良県 知事公室長
和歌山県 企画部長
鳥取県 企画部長
岡山県 企画振興部長
徳島県 企画総務部長
京都市 総合企画局長
大阪市 計画調整局長
堺市 財政局長
神戸市 企画調整局長
近畿市長会 事務局長
近畿ブロック府県町村会 事務局長
（社）関西経済連合会 専務理事
大阪商工会議所 専務理事
（社）関西経済同友会 常任幹事
関西経営者協会 専務理事
京都商工会議所 専務理事
堺商工会議所 専務理事
神戸商工会議所 専務理事
関西広域機構 事務局長